

事務連絡
令和8年4月23日

一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室

現下の中東情勢を踏まえた血液透析機器の安定供給に向けた関係事業者間の
連携に係る独占禁止法上の取扱いに関する疑義への回答について

現下の中東情勢を踏まえ、貴団体及び関係事業者におかれては、血液透析機器の安定供給に向け、事業者間の連携及び相互支援等を検討されていると承知しています。

今般、貴団体において関係事業者間での情報交換の取組を実施するにあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）との関係について照会のあった疑義について、以下のとおり整理しましたので、回答いたします。

なお、回答にあたっては、公正取引委員会と調整済みであることを申し添えます。

問 今般の中東情勢を受けた長期的な供給懸念を解消するために、通常取引が回復する見込みが得られるまでの間、必要な情報遮断措置を講じたうえで、例えば、事業者間で、原材料及び製品の在庫状況、製品の仕様及び製造方法並びに供給先医療機関等、安定供給に向けた生産調整に関する具体的な検討に必要な情報に限って情報交換を行うことは許容されるものと解して良いか。

回答

「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集（令和7年11月20日 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省）」では、「国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶リスクに備える必要がある場合」の事例について、「将来の調達数量等の重要な競争手段に関する情報交換であっても、重要原材料の調達途絶リスクの検討に当たり当該情報が合理的に必要な範囲のもので、かつ、必要な情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない」こと、「他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、重要な競争手段に関する情報交換によって、将来の調達数量等に関する事業者間の暗黙の了解又は共通の意思が形成される場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあることに注意する必要がある」との考え方が公正取引委員会から示されているところである。

厚生労働省より、今般の中東情勢により、生命に直結する透析回路など、アジア各国で生産し日本に輸入している石油関連製品の長期的な供給へ懸念のある状況などを説明したところ、公正取引委員会事務総局からは「国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる国内メーカーの調達途絶リスクに備える必要がある場合」の事例を参考に、現下の情勢においては、このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な情報交換は、合理的に必要な範囲において、必要な情報遮断措置を講じた上で実施するものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない旨回答を得ている。

なお、独占禁止法上の問題の有無については、個別具体的な事案ごとに公正取引委員会において判断されることとなることから、検討している具体的な行為について独占禁止法上の懸念がある場合には、公正取引委員会に相談することも可能である。